

評議員の報酬規程

（目的）

第1条 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第196条ならびに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号および公益財団法人日本バレーボール協会（以下「本協会」という。）定款第17条の規定に基づき、本協会評議員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

（報酬）

第2条 評議員の報酬の総額は、定款第17条の規定に基づき各年度 500 万円を超えない範囲とする。

2 評議員一人あたりの報酬は、勤務形態にかかわらず各年度 20 万円を超えない範囲とする。

3 評議員の報酬は、評議員報酬総額の範囲内において、別表Ⅰに基づき定められた会議（以下「諸会議」という）に出席したときに支給する。

4 前項の評議員報酬の額は、日額とする。

（報酬の支払方法）

第3条 評議員の報酬は、その金額を本人が指定する口座に支払うものとする。ただし、法令に基づき評議員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その評議員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

（報酬の計算期間と支給日）

第4条 評議員の報酬の計算期間は、当月1日から当月末日までとし、翌月25日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前日とする。

2 新たに評議員になった者には、その日から報酬の支給対象とする。

3 評議員が退職し、または解任された場合にはその日までが報酬の支給対象とする。

（旅費交通費の支給）

第5条 評議員が遠隔地から諸会議に出席するためおよび評議員としての職務に従事するため、特別の経費を要する場合には、本協会の旅費規程に定めるところによりその費用を支給することができる。

（旅費交通費の支払方法）

第6条 前条の旅費交通費は諸会議に出席する都度および評議員としての職務に従事する都度、支払うものとする。

（評議員の退職金）

第7条 評議員の退職金については支給しない。

（規程の改廃）

第8条 本規程は、評議員会の決議により改廃することができる。

附則

- 1 本規程は、公益財団法人日本バレーボール協会の設立の登記の日（2011年2月1日）から施行する。
- 2 本規程は、2011年6月22日から施行する。
- 3 本規程は、2015年7月1日から施行する。
- 4 本規程は、2018年6月13日から施行する。
- 5 本規程は、2025年11月21日から施行する。
ただし、2026年度の改選時に選任された評議員から適用するものとする。

別表Ⅰ・評議員報酬対象の諸会議と報酬額

会議種別	会議名	報酬額
主要会議	評議員会	20,000 円
重要会議	役員/評議員選定委員会	10,000 円
その他会議	評議員懇談会 等	5,000 円